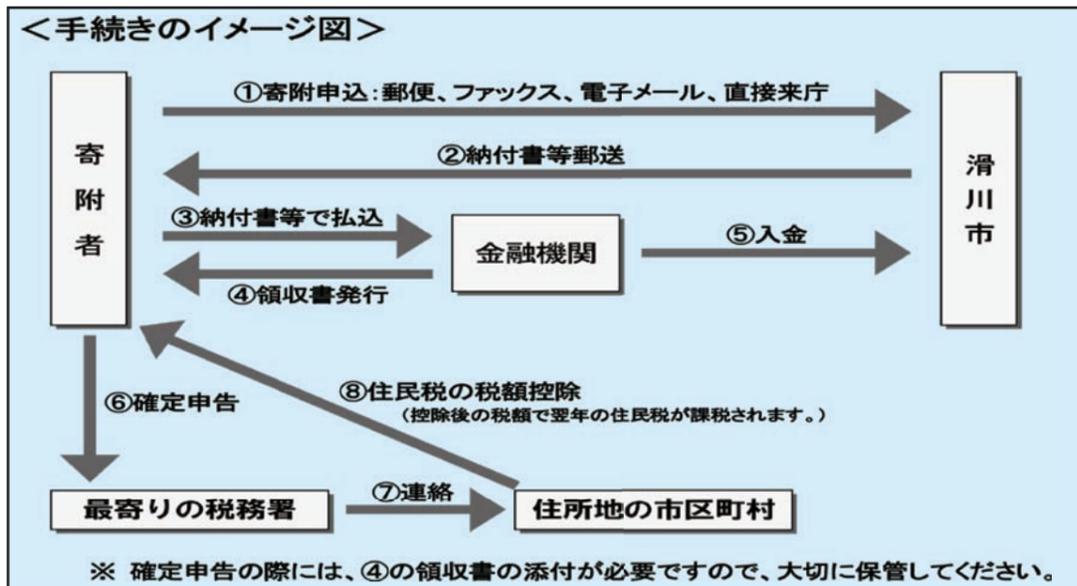
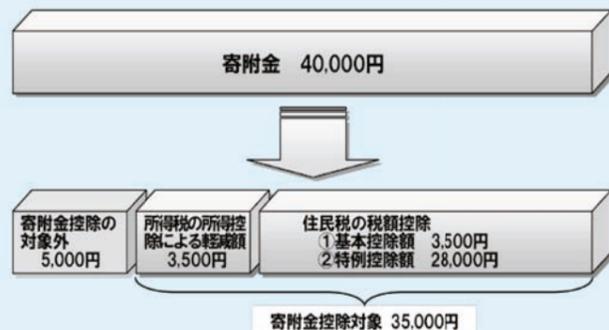


ふるさと寄附制度（ふるさと納税）の概要



＜寄附金控除額の計算イメージ図＞

例：Aさん(夫婦+子供2人、年収700万円)
 個人住民税所得割：293,500円
 所得税の税率：10%
 4万円を寄附された場合



※控除を受けるには、確定申告（所得税が課税されない方は、お住まいの市区町村への申告）が必要です。
 ※寄附金のうち5,000円を超える金額が控除対象となります。
 ※所得税の税率及び個人住民税所得割額は家族構成や給与収入額、各種所得控除などにより異なります。
 ※住民税の税額控除のうち、②特例控除額は、個人住民税所得割の1割が限度となります。



ご注意ください

滑川市のふるさと寄附制度は、『ふるさと滑川』を応援したい、貢献したいという納税者の善意を形にさせていただくための取り組みであり、決して寄附を強要するものではありません。
 滑川市をかたった寄附の強要や不当な請求、詐欺行為には十分ご注意ください。

ふるさと寄附制度（ふるさと納税）のご案内

地方公共団体（都道府県、市区町村）への寄附制度、いわゆる「ふるさと納税」がスタートしました。

ふるさと納税とは

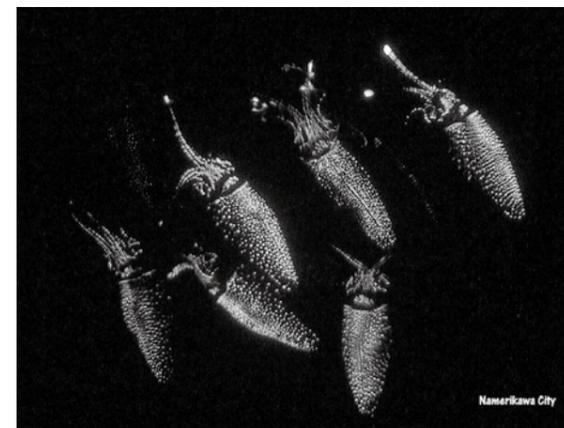
ふるさと寄附制度（ふるさと納税）は、「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」に貢献したいという方々が、応援や貢献したいと思う地方公共団体へ寄附を行った場合、今お住まいの自治体の個人住民税から一定限度（おおよそ個人住民税の1割の額）の寄附金相当額が控除される仕組みのことです。

滑川市では、ふるさと滑川を応援したい、ふるさと滑川の発展のために貢献したいという方々から広く「ふるさと滑川応援寄附金」を募り、皆様の本市に対する思いを実現し、滑川市が「ときめき かがやき ひかりのまち」となるように、ふるさと滑川づくりのためのさまざまな事業に活用させていただきたいと考えています。皆さまからの熱き応援をよろしくお願いいたします。

寄附金の活用事業について

「ふるさと寄附制度」により皆様からいただいた寄附金は、次の事業に充てさせていただくこととし、原則としてご寄附をいただいた年度の翌年度の予算で活用させていただく予定としております。

- ◆ 活力と活気のあるまちづくり事業
- ◆ 香り高い文化のまちづくり事業
- ◆ 安心・安全なまちづくり事業
- ◆ 福祉のまちづくり事業



寄附金のお申し込み・納付方法について

お申し込みは、「ふるさと滑川応援寄附申込書」（市ホームページからダウンロードできます）に必要事項をご記入いただき、1）郵便、2）ファックス、3）電子メール、4）市役所窓口へ直接のいずれかの方法によりお願いします。

納付は、次のいずれかの方法をご利用ください。

- ① 郵便振込みをご利用の場合
 - ・専用の払込用紙を送付させていただきます。
 - ・最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局の窓口で納付してください。（振込手数料はかかりません。）
- ② 納付書による振込みをご利用の場合
 - ・納付書を送付させていただきます。
 - ・市の指定金融機関の窓口で納付してください。（振込手数料はかかりません。）
- ③ 口座振込をご利用の場合
 - ・振込口座の番号を郵送でご案内いたします。
 - ・金融機関の窓口、ATM等ご希望の方法でお振込みください。（大変申し訳ございませんが、振込手数料はご寄附される方のご負担となります。）
- ④ その他の方法
 - ・現金書留による送金（大変申し訳ございませんが、郵送料等はご寄附される方のご負担となります。）
 - ・市の担当窓口（企画情報課）への直接持参

- 滑川市指定金融機関
 北陸銀行本・支店
 北陸労働金庫本・支店
 富山銀行本・支店
 アルプス農業協同組合本・支店
 富山第一銀行本・支店
 富山県信用漁連本・支店
 にいかわ信用金庫本・支店

● 送付・問合せ先
 〒936-8601 富山県滑川市寺家町104番地
 滑川市役所 企画情報課 ふるさと寄附金担当
 ☎(076)475-2111 (内線221)

